

高齢者円滑入居賃貸住宅 申請のご案内

高齢者円滑入居賃貸住宅については、法改正により新たな登録基準が設けられ、また、登録制度の適正な運用のため、都道府県知事が賃貸住宅の管理の状況について報告を求めることができるとされています。

登録を受けることを希望される場合は、新たに設けられた登録基準及び運営される賃貸住宅の管理の状況・サービス関連の契約状況等を十分にご確認の上、申請されますようお願いいたします。

< 登録基準概要 >

住戸面積

25㎡以上であること

(十分な面積の共用の居間、食堂、台所等がある場合は、18㎡以上であること)

各戸の構造・設備

台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えていること

(台所、収納設備、浴室は、各戸に備える場合と同等以上の共用のものとしてもよい)

賃貸の条件

住宅の賃貸借契約が締結されていること

賃貸条件型サービスの契約を締結する場合は、賃貸借契約とは別としていること

賃貸条件型サービスの契約において、高齢者居宅生活支援サービスの内容及びその金額が明示されていること

前払家賃がある場合

前払家賃の算定の基礎が書面で明示されていること

前払家賃の保全措置が講じられていること

サービス対価前払金がある場合

サービス対価前払金の算定の基礎が書面で明示されていること

サービス対価前払金の保全措置が講じられていること

一時金(敷金を除く)がある場合

一時金(敷金を除く)の算定の基礎が書面で明示されていること

一時金(敷金を除く)の保全措置が講じられていること

その他

基本方針(平成21年 厚労省・国交省 告示第1号)に照らし適切なものであること

< 提出書類 >

- ・ 高齢者円滑入居賃貸住宅登録申請書(別記様式第1号)
 - ・ 付近見取図(登録賃貸住宅の位置が表示されたもの)
 - ・ 各階平面図(間取り、各室の用途、設備の概要が表示されたもの)
 - ・ 面積表(各室、共用部分の面積の分かるもの) 平面図と兼ねても構いません
 - ・ 高齢者居宅生活支援サービスを提供する者の合意を得たことを証する書類(サービス付高円賃で、賃貸人とサービス提供者が別の場合)
 - ・ 登録賃貸住宅の賃貸借契約書(ひな形)
 - ・ 高齢者居宅生活支援サービスの契約書(ひな形)(賃貸条件型サービスのある場合)
- 申請書の記載方法については、別添の記入要領をご覧ください。

< 法改正の概要・登録様式 >

法改正の概要については、下記ホームページ(国土交通省)をご覧ください。

法律条文、登録申請様式(施行規則 別記様式第1号)のダウンロードも可能です。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000002.html